

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年 7月27日								
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 八幡市八幡沢1番地		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 城南衛生管理組合 管理者 山本 正								
主たる業種						細分類番号	8	8	1	6
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号									
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで									
基本方針	平成17年度を基準年とし平成30年度に温室効果ガス排出量25%削減を目標とした城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅢ」を推進する。									
計画を推進するための体制	城南衛生管理組合地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅢ」 推進体制 地球温暖化対策推進本部(専任副管理者、事業部長、施設部長、安全推進室長)									
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率			
	事業活動に伴う排出の量		49,384.6 トン	49,462.6 トン	47,662.4 トン	45,359.8 トン	-3.8 パーセント			
実績に対する自己評価	評価の対象となる排出の量		48,565.1 トン	47,606.3 トン	47,644.7 トン	45,342.6 トン	-3.5 パーセント			
	各事業所においてエネルギー削減の取組みを行った。プラスチック製容器包装処理施設における資源化率が向上(827.65%⇒828.72%)し、焼却に回った廃プラスチックの量が減ったことによるCO2削減効果が大きく、平成28年度単独では基準年度比6.0%減(-3,222.5t)を達成することができた。 平成26~28年度間の目標平均削減率は、重点対策実施率100%につき3%⇒2%になっており、これに対して実績が平均3.3%の削減であるため目標を達成できた。平成29年度以降も継続してCO2削減に取り組む計画である。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率			
	工場	事業活動に伴う排出の量 (電気CO2÷処理量×1/10)	3.24	3.41	3.62	3.54	8.75 パーセント			
実績に対する自己評価		昨年より改善したものの、ごみ処理量も減少していることからスケールメリットが働きにくく、基準年度よりも増加した。								
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
			55.0 セット	61.0 セット	100.0 セット	100.0 セット				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度		施設の安定稼働。プラスチック製容器包装処理施設の稼働。住民に対するプラスチック製容器包装の分別啓発。							
	(27)年度		施設の安定稼働。プラスチック製容器包装処理施設における資源化率の向上。住民に対するプラスチック製容器包装の分別啓発。							
	(28)年度		施設の安定稼働。プラスチック製容器包装処理施設における資源化率の向上。住民に対するプラスチック製容器包装の分別啓発。							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		エコ通勤者への表彰制度を検討したが、通勤実態等に課題があり策定に至っていない。							
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		当組合の工場等は交通困難な立地であり、公共交通機関による通勤が困難な状況にある。							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分			第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの			トン	トン	トン				
	地域産木材の利用によるもの			トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			1.7 トン	11.8 トン	11.5 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの			トン	トン	トン				
合 計			2.6 トン	17.7 トン	17.3 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ごみ焼却による発電。リサイクル工房による衣服の再利用。組合広報誌「エコネット城南」による環境啓発。管内小学生の施設見学。									
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。									
	超過削減量		第1年度	第2年度	第3年度					
1,853.8 トン		1,853.8 トン	0.0 トン	0.0 トン						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。